



# 第3回 新戦略策定のための資産運用立国推進分科会 文部科学省説明資料

令和8年4月2日

# 大学の資産運用実態把握等調査

国立大学法人、学校法人、公立大学法人に対して資産運用の実態把握等に係る調査を初めて実施。

概要（国立大学法人）		
調査対象	85	法人
集計（回答）法人	85	法人
回答率	100	%

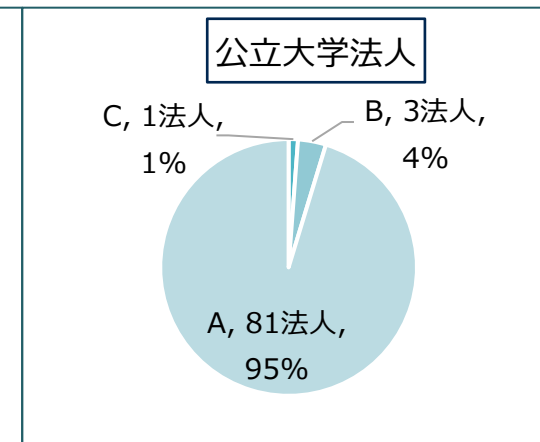
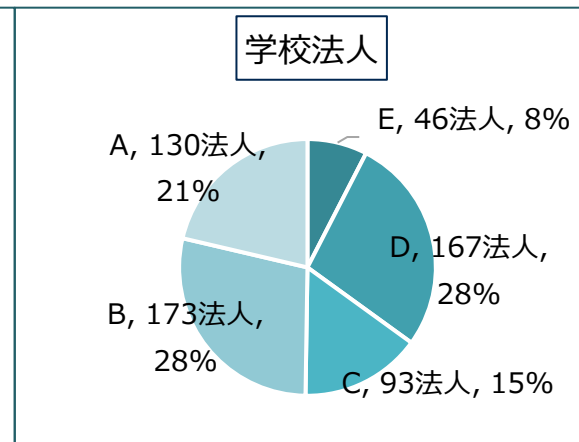
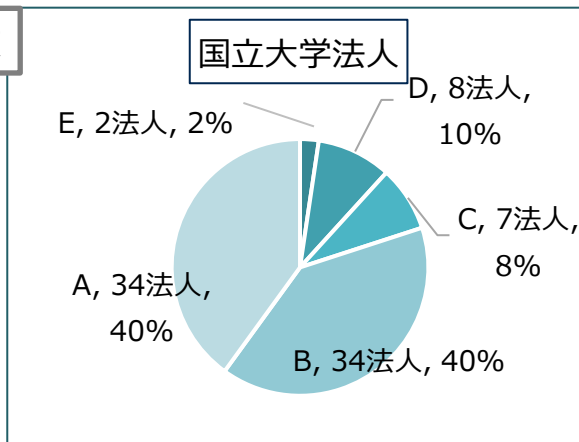
概要（学校法人）		
調査対象	665	法人
集計（回答）法人	609	法人
回答率	91.6	%

概要（公立大学法人）		
調査対象	85	法人
集計（回答）法人	85	法人
回答率	100	%

## <調査結果>（令和6年度決算（令和7年3月31日時点）における数値）

### 運用対象資産規模別法人数

- A（10億円未満）
- B（10億円以上～50億円未満）
- C（50億円以上～100億円未満）
- D（100億円以上～500億円未満）
- E（500億円以上）

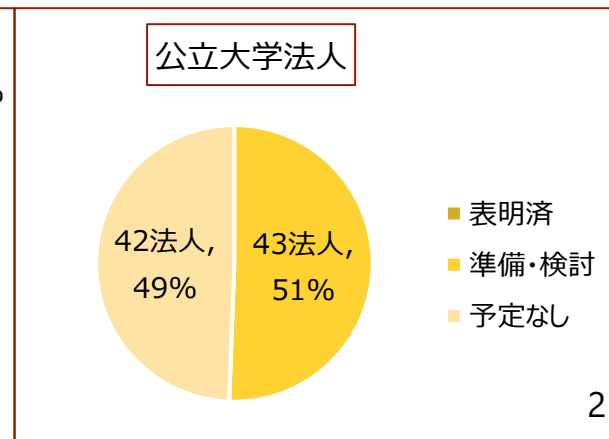
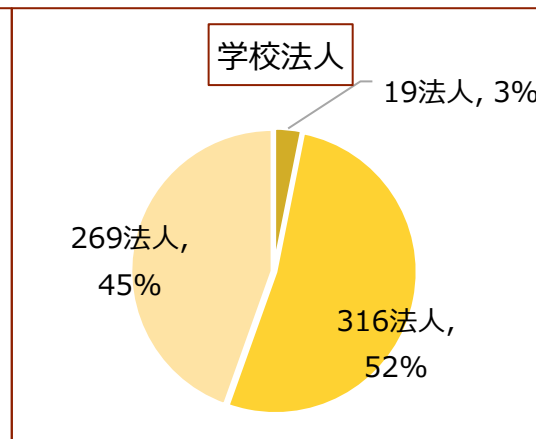
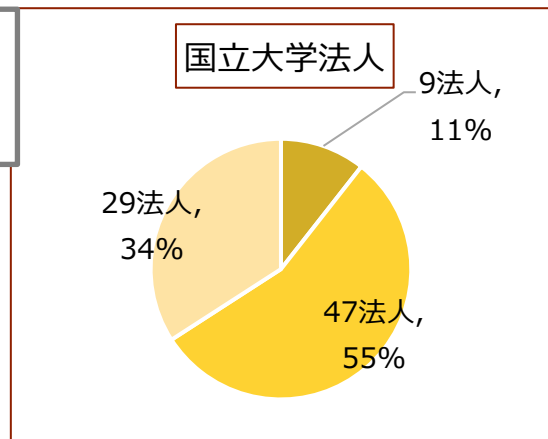


(※) 国立大学法人の運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）+投資その他資産（有価証券）+金銭の信託の合計。

(※) 学校法人の運用対象資産：貸借対照表上の特定資産+有価証券（固定資産）+有価証券（流動資産）+現金預金から、流動負債及び第4号基本金相当額を除いた額の合計。

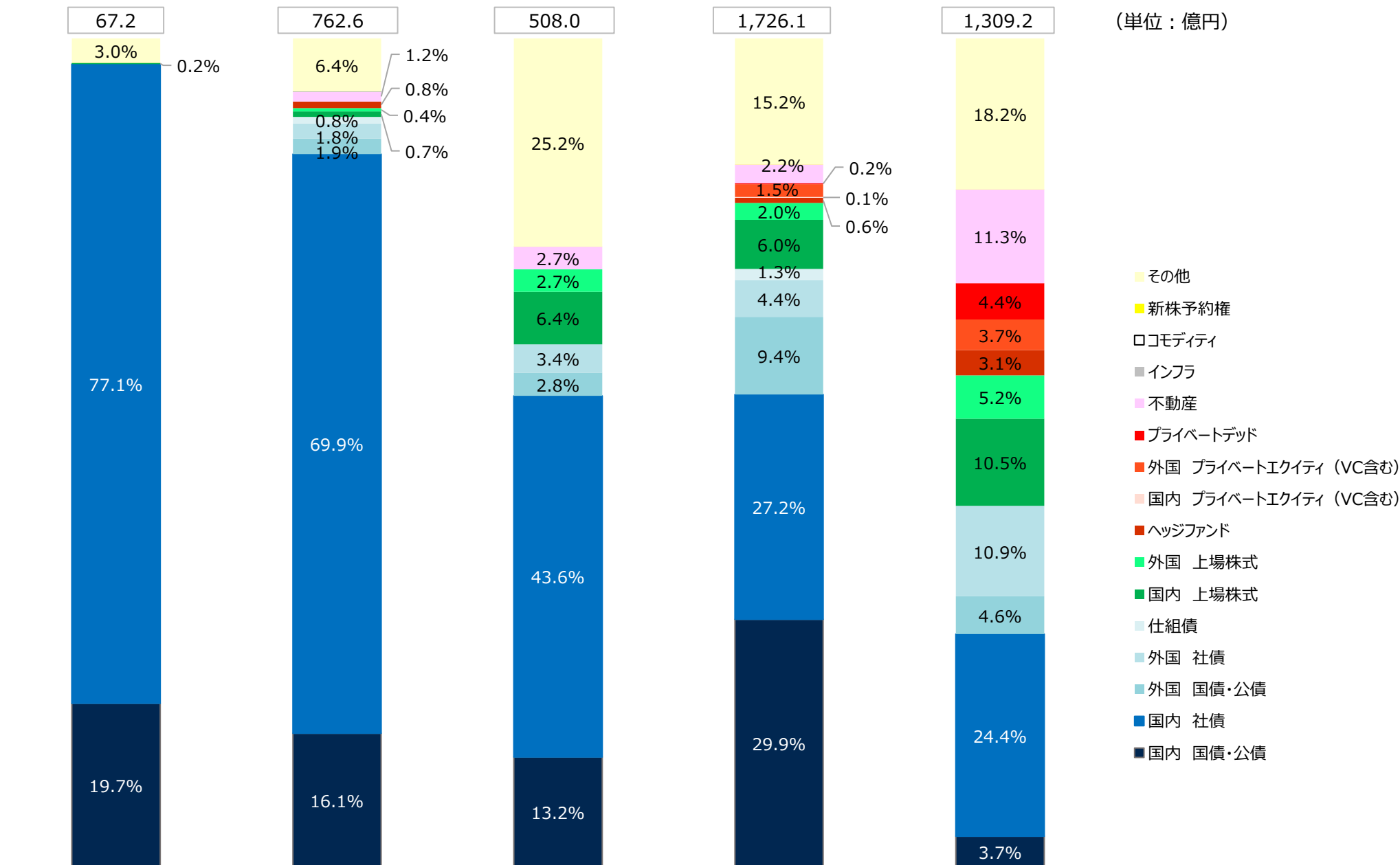
(※) 公立大学法人の運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）+投資その他資産（有価証券）の合計。

### アセットオーナー・プリンシプルの受入検討状況（令和7年10月1日時点）



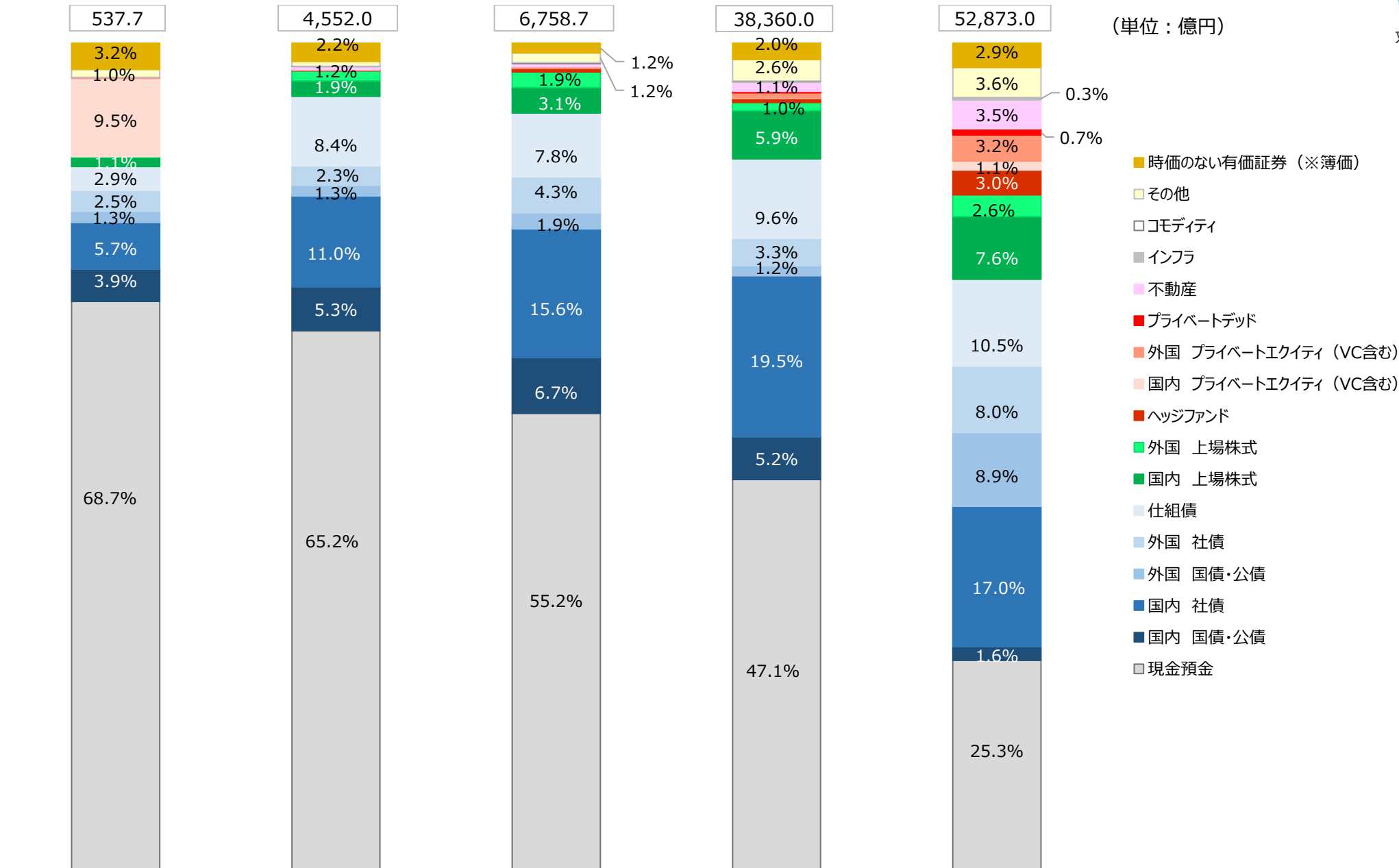
# 国立大学法人の運用対象資産構成（グラフ）

(単位：億円)



中央値	1.3億円	20.7億円	71.2億円	192.2億円	654.6億円
法人数	34法人	34法人	7法人	8法人	2法人

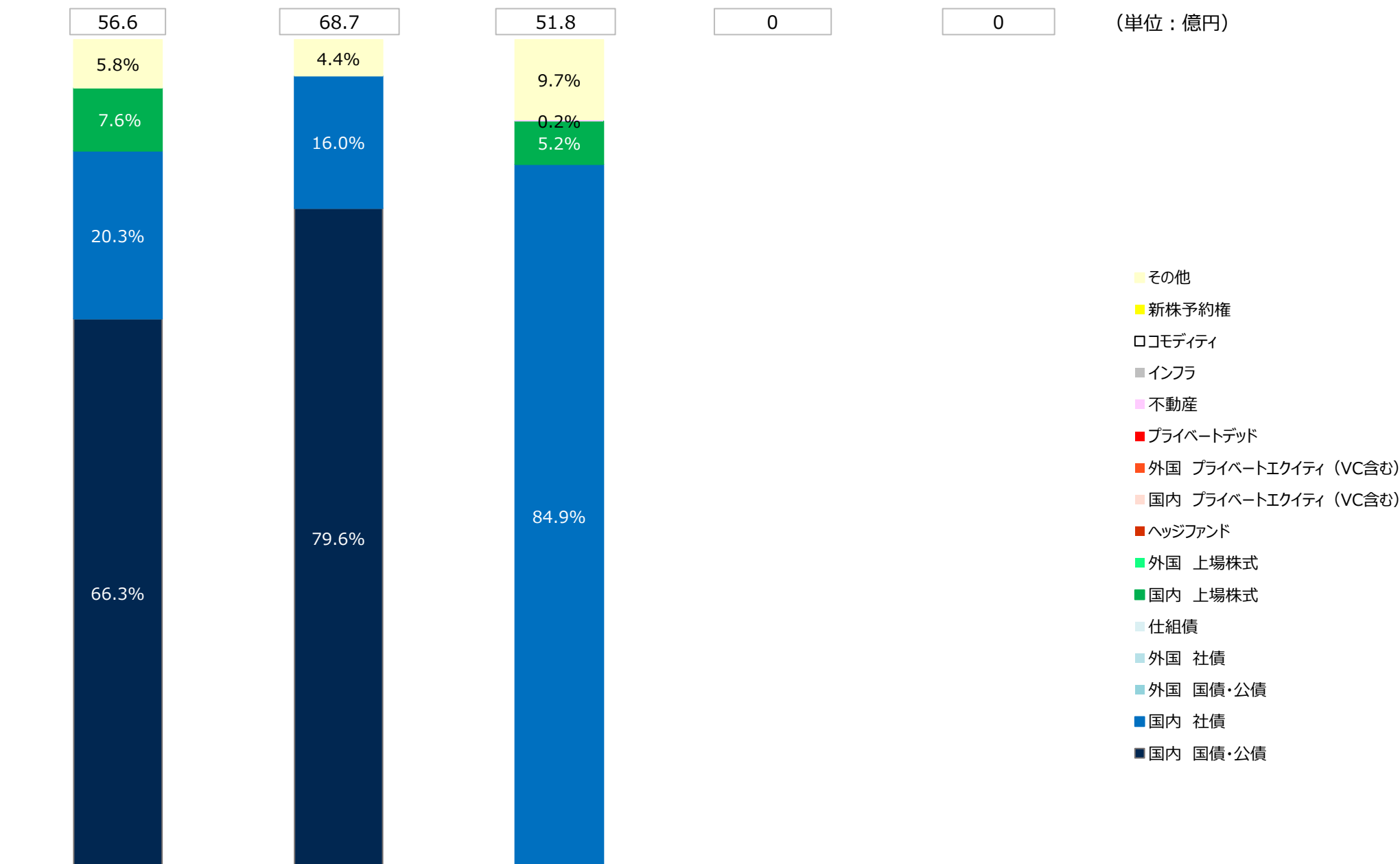
# 学校法人の運用対象資産構成 (グラフ)



	A (10億円未満)	B (10億円以上～50億円未満)	C (50億円以上～100億円未満)	D (100億円以上～500億円未満)	E (500億円以上)
中央値	3.0億円	24.3億円	70.8億円	204.2億円	747.0億円
法人数	130法人	173法人	93法人	167法人	46法人

# 公立大学法人の運用対象資産構成（グラフ）

(単位：億円)

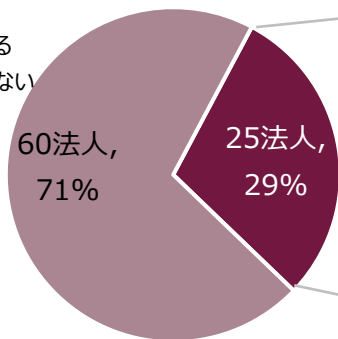


	A (10億円未満)	B (10億円以上～50億円未満)	C (50億円以上～100億円未満)	D (100億円以上～500億円未満)	E (500億円以上)
中央値	0.0億円	15.0億円	51.8億円	－	－
法人数	81法人	3法人	1法人	0法人	0法人

# オルタナティブ資産の保有状況

## 国立大学法人

- 保有している
- 保有していない

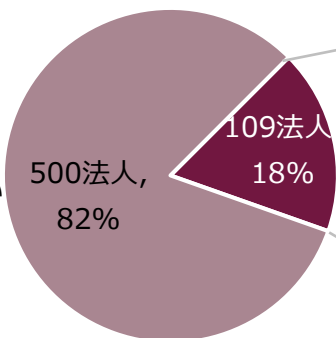


保有している国立大学法人（25法人）の内訳

資産規模別	法人数	割合	
A（10億円未満）	2法人	6%	（34法人中）
B（10億円以上～50億円未満）	9法人	26%	（34法人中）
C（50億円以上～100億円未満）	6法人	86%	（7法人中）
D（50億円以上～100億円未満）	6法人	75%	（8法人中）
E（500億円以上）	2法人	100%	（2法人中）
計	25法人		（85法人）

## 学校法人

- 保有している
- 保有していない

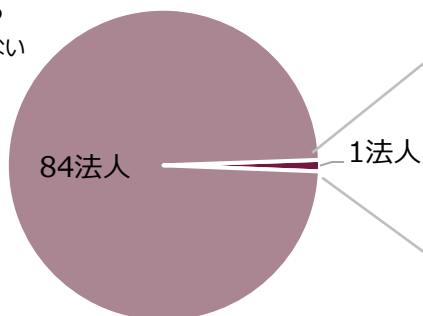


保有している学校法人（109法人）の内訳

資産規模別	法人数	割合	
A（10億円未満）	9法人	7%	（130法人中）
B（10億円以上～50億円未満）	19法人	11%	（173法人中）
C（50億円以上～100億円未満）	18法人	19%	（93法人中）
D（50億円以上～100億円未満）	39法人	23%	（167法人中）
E（500億円以上）	24法人	52%	（46法人中）
計	109法人		（609法人）

## 公立大学法人

- 保有している
- 保有していない



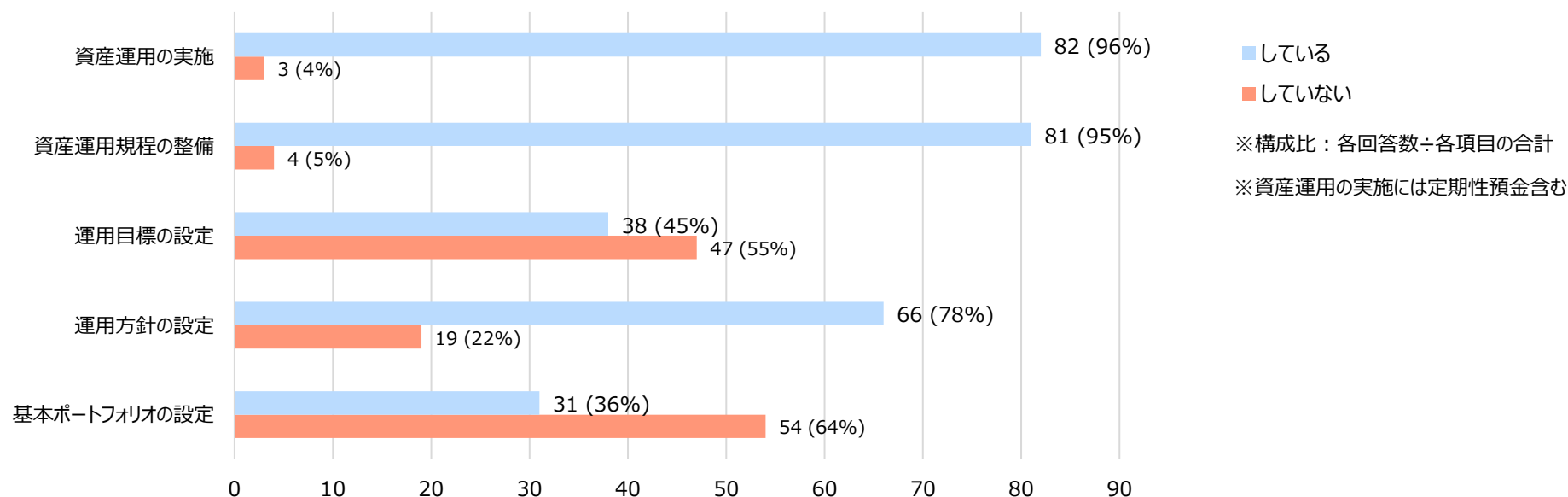
保有している公立大学法人（1法人）の内訳

資産規模別	法人数	割合	
A（10億円未満）	0法人	0%	（81法人中）
B（10億円以上～50億円未満）	0法人	0%	（3法人中）
C（50億円以上～100億円未満）	1法人	100%	（1法人中）
D（50億円以上～100億円未満）	0法人	—	（0法人中）
E（500億円以上）	0法人	—	（0法人中）
計	1法人		（85法人中）

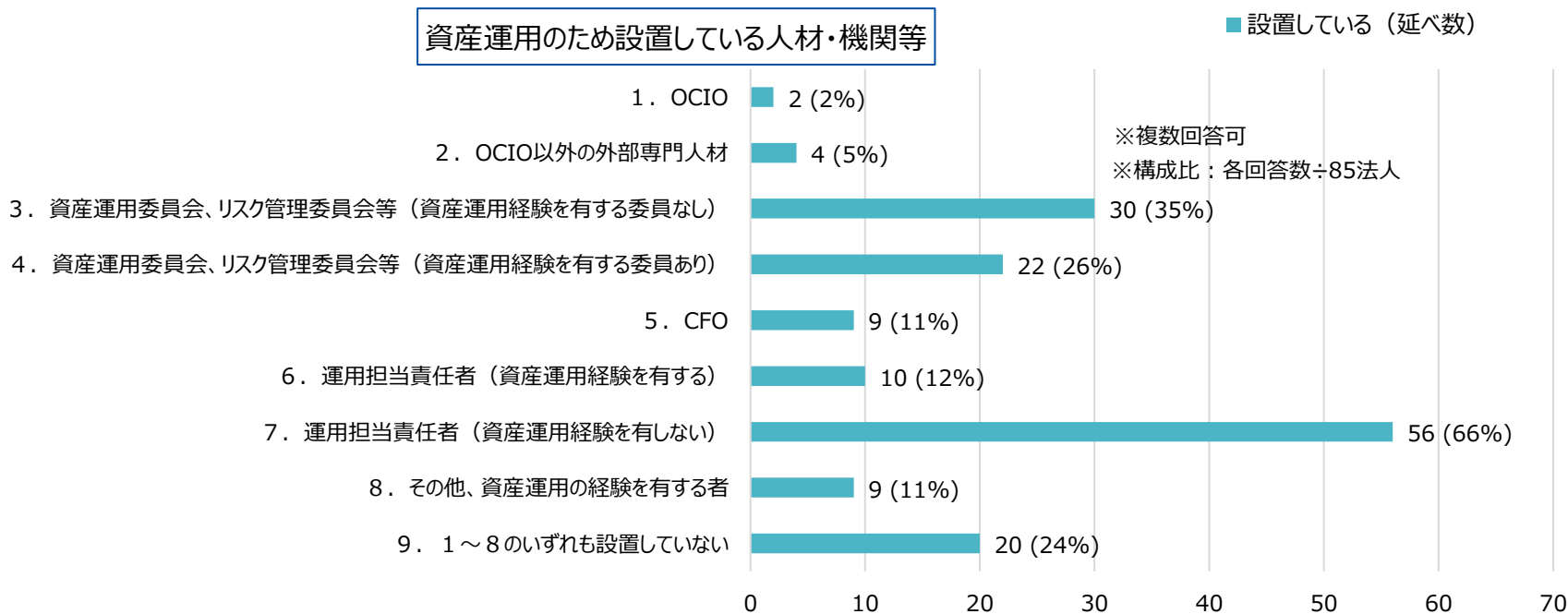
※オルタナティブ資産：  
ヘッジファンド・国内プライベートエクイティ・  
外国プライベートエクイティ・プライベートデッド・  
不動産・インフラ・コモディティ・  
国立大学法人のみ新株予約権も含む

※オルタナティブ資産は、現物寄附により取得した  
ものも含めて整理を行っている。

## 資産運用体制



## 資産運用のため設置している人材・機関等

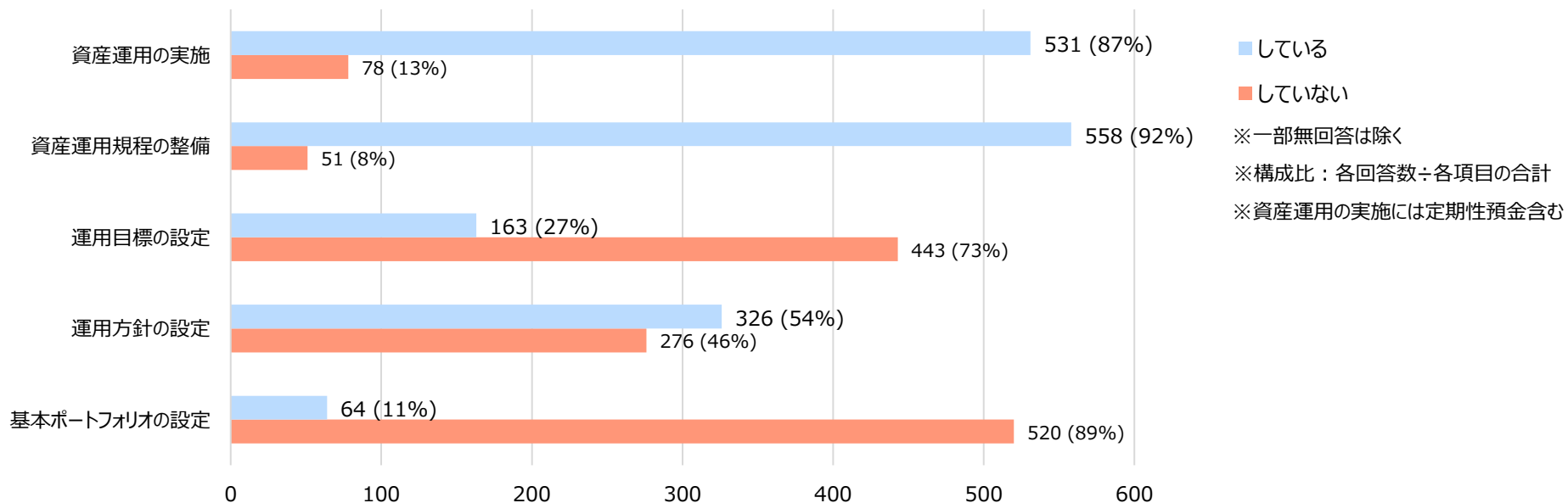


## 「9. 1～8のいずれも設置していない」法人の内訳

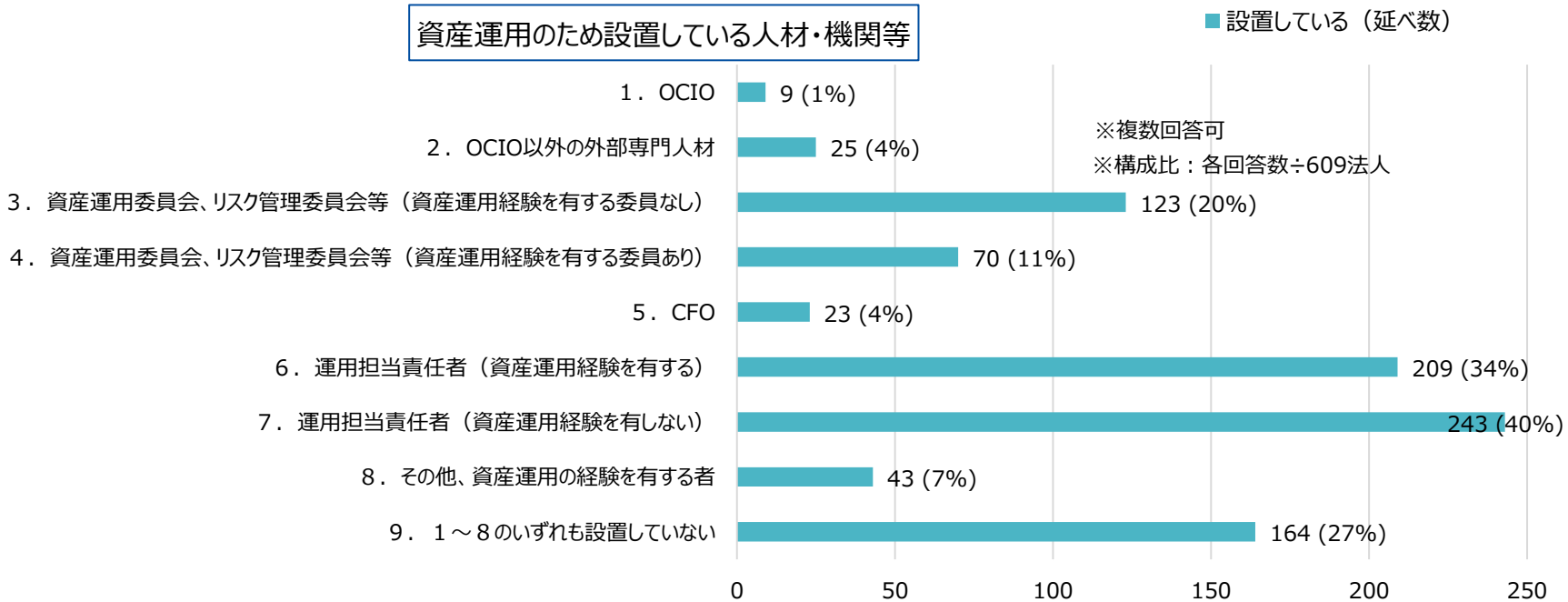
A (10億円未満)	16
B (10億円以上～50億円未満)	3
C (50億円以上～100億円未満)	0
D (100億円以上～500億円未満)	0
E (500億円以上)	0
計	19

# 学校法人の資産運用体制について

## 資産運用体制



## 資産運用のため設置している人材・機関等

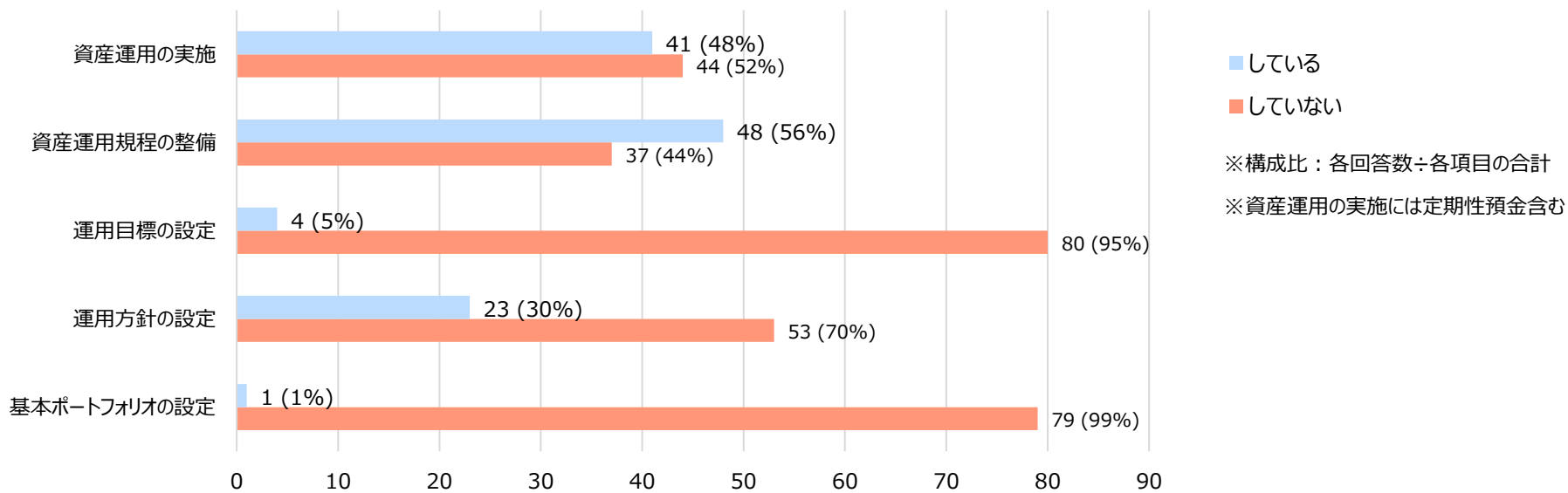


### 「9. 1～8のいずれも設置していない」法人の内訳

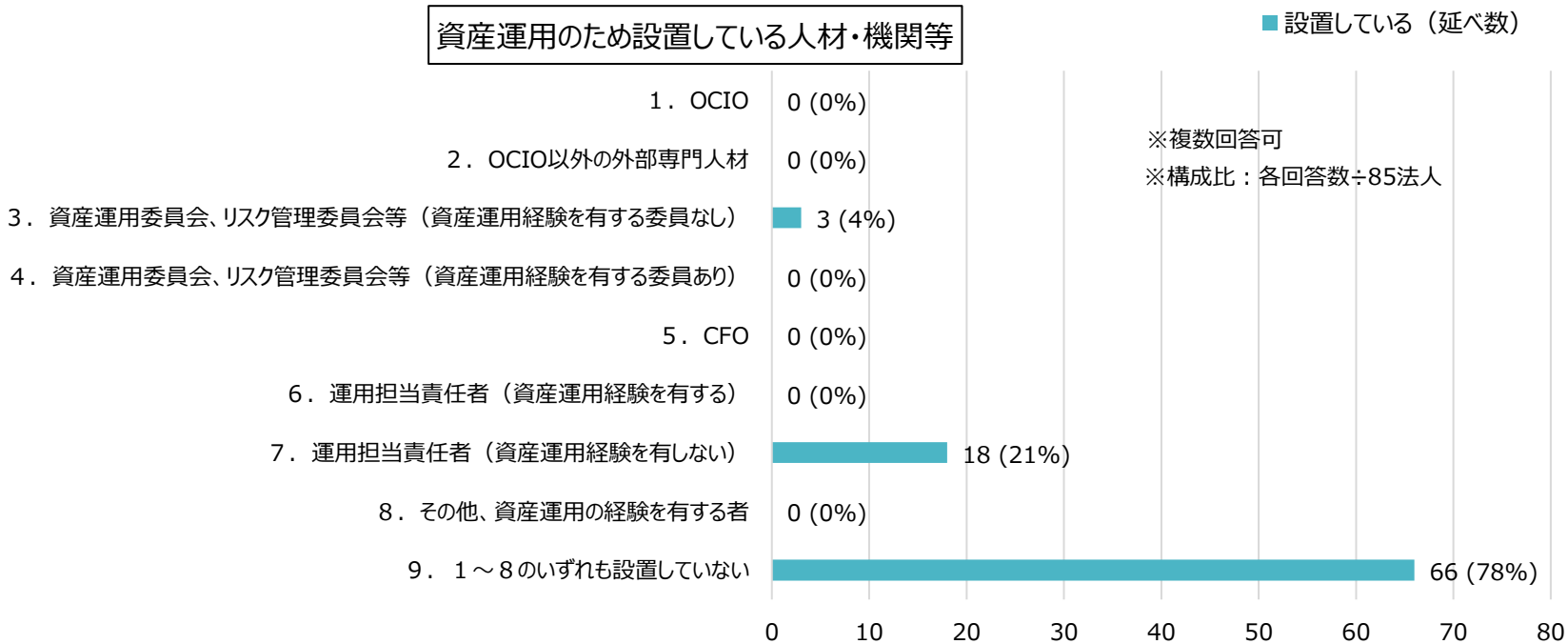
A (10億円未満)	74
B (10億円以上～50億円未満)	55
C (50億円以上～100億円未満)	18
D (100億円以上～500億円未満)	17
E (500億円以上)	0
計	164

# 公立大学法人の資産運用体制について

## 資産運用体制



## 資産運用のため設置している人材・機関等



「9. 1～8のいずれも設置していない」法人の内訳	
A (10億円未満)	65
B (10億円以上～50億円未満)	1
C (50億円以上～100億円未満)	0
D (100億円以上～500億円未満)	0
E (500億円以上)	0
計	66

# 今後の取組方針

## 課題

- インフレ圧力の高まりや金利上昇などの新たな状況の中、大学（法人）の経営方針や経営状況を踏まえた**計画的な資産運用等による財源の多様化**により、中長期的な財務の安定性の確保が必要。
- 運用可能な資産の規模や実施体制、資産運用の目的等は大学により多様である中、**各大学が適切なリスクについて検討した上で適切なリターンを確保**することが重要。

## 取組の方向性

- 各大学の取組を国としても後押しすべく、**これから運用開始を検討する大学層と既に一定レベルの運用を実施している大学層**の双方に対し、以下の内容を整理し、普及・展開を図ることにより、**運用規模の拡大や体制の整備を促進**。

- ①運用の開始にあたり、検討すべき事項の整理（運用目的、運用目標、運用方針等の設定）
- ②運用実施に当たって必要な体制（必要に応じた人材確保（CIOの配置等）、外部の知見（OCIO等）の活用）
- ③運用方法の選択、リスク管理の考え方
- ④アセットオーナー・プリンシプルの受入表明について
- ⑤運用規模の拡大（寄附収入の拡大、共同運用によるスケールメリットの享受）
- ⑥運用成果の適切な情報提供 等

## 具体策・対応

- 経済産業省との連携により**大学向けガイドブックを作成し、全国の大学へ普及・展開**。
- ガイドブックの作成と合わせ、各大学の**体制整備や運用実績についての好事例を収集し、横展開を実施**。
- **運用体制の整備等、大学の財源の多様化に向けた支援**。
- 大学団体等と連携した**セミナー等の開催**を通じ、**AOP受入れ等の普及促進**を図る。

# 參考資料

# 国立大学法人の資産運用制度の概要

## ① 全ての国立大学法人において実施可能な資金運用の内容

－国立大学法人法第35条の2において独立行政法人通則法第47条を準用－

- 国債
- 地方債
- 政府保証債
- 文部科学大臣の指定する有価証券（A以上の格付けを取得している担保付普通社債等）
- 預金（銀行、信用金庫等）
- 元本保証のある金銭信託

## ② ①のほか、文部科学大臣の認定を受けた場合には、以下の方法・金融商品による資金運用の実施が可能（なお、指定国立大学法人については、当該認定を要せず運用の実施が可能）

－国立大学法人法第33条の5に規定－

### 【自家運用】

- 有価証券
  - 無担保社債券
  - コマーシャルペーパー
  - 資産流動化法に規定する特定社債券  
（生命保険相互会社が発行する基金債等）
  - （外国）投資信託の受益証券
  - 外貨建ての有価証券
  - 投資証券／新投資口予約権証券／  
投資法人債券／外国投資証券
- 貯金、預金（外貨預金等）

### 【委託運用】

金融商品全般の委託運用が可能

※上述の方法により資金運用が認められている業務上の余裕金は以下の通り：

①寄附金 ②動産・不動産収入 ③研究成果の普及展開業務の対価 ④出資の配当金 ⑤運用利子・配当

## 公立大学法人において実施可能な資金運用の内容

### －地方独立行政法人法第43条－

- 国債
- 地方債
- 政府保証債
- 預金
- 金銭信託
- 総務省令で定める有価証券（地方独立行政法人法施行規則第5条）
  - 金融債
  - 社債
  - 特別の法律により法人の発行する債券
  - 貸付信託の受益証券
  - 外国政府等の発行する債券であって本邦通貨をもって表示されるもの

#### ○地方独立行政法人法（抄）

##### （余裕金の運用）

第四十三条 地方独立行政法人は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

#### ○地方独立行政法人法施行規則（抄）

##### （有価証券）

第五条 法第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。

- 一 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 次に掲げる債券（イからハまで及びホに掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
  - イ 特別の法律により法人の発行する債券
  - ロ 金融債
  - ハ 社債
  - ニ 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に規定する貸付信託の受益証券
  - ホ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であつて、本邦通貨をもって表示されるもの

##### （金融機関）

第六条 法第四十三条第二号に規定する総務省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 二 信用金庫及び信金中央金庫
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 五 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 株式会社商工組合中央金庫

# 大学の資産運用の在り方に関する研究会について（概要）

## 現状認識

- インフレ圧力の高まりや金利上昇などの新たな状況下で、多くの大学（法人）で中心的であった「預金・債券中心」の運用のみでは十分なリターンを確保しづらくなっている。様々な社会情勢の変化の中、従来の財務構造から脱却し、大学（法人）の経営方針や経営状況を踏まえた計画的な資産運用等による財源の多様化により、中長期的な財務安定性を確保し、経営基盤の強化が急務。

- それぞれの大学の財務状況等に応じた**資産運用の在り方**について、ガイドブックをとりまとめるとともに、その普及を通じて**大学の資産運用の高度化を図っていく。**

### これから資産運用開始を検討していく大学

（現預金のみ、安全資産のみ運用、一部元本割れの可能性のある商品を運用しているが、積極的な運用にまでは踏み切れない 等）

- 資産運用の開始にあたり検討すべき事項
  - ✓ 運用目的
  - ✓ 運用目標
  - ✓ 運用方針
- 資産運用を行う体制
- 運用方法の選択、リスク管理
- アセットオーナー・プリンシプルの受入表明について
- 運用規模の拡大（寄付収入の拡大、共同運用）

### 既に一定レベルの資産運用を行っている大学

（専門人材等の体制を確保済、積極的な運用が可能 等）

- 資産運用のさらなる規模拡大・高度化の課題、方策
  - ✓ 長期投資による複利効果を活かした資産規模の拡大
  - ✓ 高度な運用（オルタナティブ投資）

### 委員名簿

（五十音順）

#### 【座長】

川崎 成一

（名古屋産業大学教授・文部科学省技術参与  
・東京大学応用資本市場研究センター フェロー）

#### 【委員】

新井 亮一

（学校法人国際基督教大学 基金担当理事）

樋上 賀一

（学校法人東京理科大学 常務理事）

中田 晃

（公立大学協会 常務理事・事務局長）

村田 善則

（国立大学協会 常務理事）

古林 大輔

（野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング  
フィデューシャリー・マネジメント部長）

スケジュール	議題（案）
第1回（10月21日）	資産運用の開始にあたり整理しておくべき事項 （特にこれから資産運用を開始していく大学を想定）
第2回（12月4日）	資産運用のさらなる規模拡大・高度化の課題・方策
第3回（2月27日）	ガイドブック（案）についての議論

⇒ 資産運用立国推進分科会の意見等も踏まえつつ、夏前頃 ガイドブックとりまとめ予定

# 国立大学法人の運用対象資産構成



(単位：億円)

種別	運用対象資産規模別 法人数	A (10億円未満)		B (10億円以上～ 50億円未満)		C (50億円以上～ 100億円未満)		D (100億円以上～ 500億円未満)		E (500億円以上)		計	
	法人数	34		34		7		8		2		85	
債券	国内 国債・公債	13.2	19.7%	122.6	16.1%	67.2	13.2%	513.9	29.9%	48.0	3.7%	764.9	17.5%
	国内 社債	51.9	77.1%	533.6	69.9%	221.6	43.6%	468.7	27.2%	319.4	24.4%	1,595.2	36.5%
	外国 国債・公債	0.0	0.0%	14.4	1.9%	14.1	2.8%	162.5	9.4%	59.7	4.6%	250.7	5.7%
	外国 社債	0.0	0.0%	13.8	1.8%	17.3	3.4%	76.6	4.4%	143.0	10.9%	250.6	5.7%
	仕組債	0.0	0.0%	6.0	0.8%	0.0	0.0%	23.1	1.3%	0.0	0.0%	29.1	0.7%
株式	国内 上場株式	0.1	0.2%	5.0	0.7%	32.3	6.4%	102.8	6.0%	138.0	10.5%	278.2	6.4%
	外国 上場株式	0.0	0.0%	3.2	0.4%	13.8	2.7%	35.0	2.0%	68.3	5.2%	120.2	2.7%
その他資産	ヘッジファンド	0.0	0.0%	6.0	0.8%	0.0	0.0%	10.9	0.6%	40.1	3.1%	56.9	1.3%
	国内 プライベートエクイティ (VC含む)	0.0	0.0%	0.2	0.0%	0.0	0.0%	1.6	0.1%	0.0	0.0%	1.8	0.0%
	外国 プライベートエクイティ (VC含む)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	26.6	1.5%	48.3	3.7%	75.0	1.7%
	プライベートデッド	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	2.6	0.2%	57.4	4.4%	60.0	1.4%
	不動産	0.0	0.0%	9.1	1.2%	13.8	2.7%	38.8	2.2%	148.2	11.3%	209.9	4.8%
	インフラ	0.0	0.0%	0.2	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.2	0.0%
	コモディティ	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	新株予約権	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.1	0.0%	0.1	0.0%	0.2	0.0%
	その他	2.0	3.0%	48.7	6.4%	127.8	25.2%	263.1	15.2%	238.7	18.2%	680.3	15.6%
計		67.2	100%	762.6	100.0%	508.0	100.0%	1,726.1	100.0%	1,309.2	100.0%	4,373.1	100.0%

(※) 運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）+投資その他資産（有価証券）+金銭の信託の合計。  
国立大学法人等においては、独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の5に基づき業務上の余裕金のみが運用可能とされるが、**現金預金のうち業務上の余裕金相当額が財務諸表から把握できないため、運用対象資産の集計対象に含めていない。**

- (※) 国立大学法人等の資金運用は以下のとおり法令による規制を受ける。
- ・独立行政法人通則法第47条・・・国立大学法人が対象。運用の原資については、すべての業務上の余裕金が対象となる。  
運用対象は、国債や地方債、政府保証債、預金といった元本保証がある安全資産に限定される。
  - ・国立大学法人法第33条の5・・・文部科学大臣の認定を受けることで、別紙1の認定基準に基づく元本保証のない金融商品による運用を行うことができる。  
運用の原資に関しては、業務上の余裕金のうち、国立大学法人施行規則第9条の5の要件を満たしたものに限定される。  
なお、指定国立大学は認定を受けることなく、国立大学法人法第33条の5に基づく運用が可能。

(※) 端数調整により、一部合計欄の数値と一致しないことがある。

# 学校法人の運用対象資産構成

(単位：億円)



文部科学省

種別	運用対象資産規模別 法人数	A (10億円未満)		B (10億円以上～ 50億円未満)		C (50億円以上～ 100億円未満)		D (100億円以上～ 500億円未満)		E (500億円以上)		計	
		130		173		93		167		46		609	
現金預金 (※2)		369.4	68.7%	2,966.9	65.2%	3,729.2	55.2%	18,081.6	47.1%	13,358.8	25.3%	38,505.9	37.4%
債券	国内 国債・公債	21.0	3.9%	241.0	5.3%	455.7	6.7%	1,977.4	5.2%	863.5	1.6%	3,558.6	3.5%
	国内 社債	30.5	5.7%	501.9	11.0%	1,054.1	15.6%	7,492.6	19.5%	8,989.6	17.0%	18,068.6	17.5%
	外国 国債・公債	7.2	1.3%	58.6	1.3%	130.2	1.9%	462.0	1.2%	4,719.8	8.9%	5,377.8	5.2%
	外国 社債	13.6	2.5%	106.2	2.3%	293.6	4.3%	1,270.4	3.3%	4,252.8	8.0%	5,936.6	5.8%
	仕組債	15.6	2.9%	383.2	8.4%	523.9	7.8%	3,695.4	9.6%	5,567.8	10.5%	10,185.9	9.9%
株式	国内 上場株式	5.9	1.1%	86.3	1.9%	207.0	3.1%	2,246.0	5.9%	4,008.0	7.6%	6,553.2	6.4%
	外国 上場株式	0.4	0.1%	54.3	1.2%	127.3	1.9%	369.0	1.0%	1,395.2	2.6%	1,946.3	1.9%
その他資産	ヘッジファンド	0.0	0.0%	2.5	0.1%	32.2	0.5%	193.1	0.5%	1,585.3	3.0%	1,813.2	1.8%
	国内 プライベートエクイティ (VC含む)	51.1	9.5%	1.9	0.04%	1.0	0.01%	33.5	0.1%	570.5	1.1%	658.0	0.6%
	外国 プライベートエクイティ (VC含む)	0.6	0.1%	1.7	0.04%	10.9	0.2%	223.4	0.6%	1,678.8	3.2%	1,915.4	1.9%
	プライベートデッド	0.0	0.0%	1.0	0.02%	0.0	0.0%	72.1	0.2%	390.4	0.7%	463.6	0.4%
	不動産	0.0	0.0%	16.8	0.4%	25.3	0.4%	424.0	1.1%	1,843.9	3.5%	2,310.0	2.2%
	インフラ	0.0	0.0%	0.1	0.0%	0.0	0.0%	49.8	0.1%	163.5	0.3%	213.3	0.2%
	コモディティ	0.0	0.0%	2.0	0.04%	8.1	0.1%	5.0	0.01%	5.2	0.01%	20.4	0.02%
	その他	5.2	1.0%	26.5	0.6%	78.5	1.2%	1,004.5	2.6%	1,920.7	3.6%	3,035.3	2.9%
時価のない有価証券 (※3)		17.1	3.2%	101.2	2.2%	81.7	1.2%	760.1	2.0%	1,559.2	2.9%	2,519.2	2.4%
計		537.7	100.0%	4,552.0	100.0%	6,758.7	100.0%	38,360.0	100.0%	52,873.0	100.0%	103,081.4	100.0%

(※) 運用対象資産：貸借対照表上の特定資産+有価証券（固定資産）+有価証券（流動資産）+現金預金から、流動負債及び第4号基本金相当額を除いた額の合計。

(※2) 現金預金：運用対象資産から債券、株式、その他資産、時価のない有価証券を差し引いた金額。  
なお、差し引き後の金額がマイナスの場合は0としている。

(※3) 時価のない有価証券：簿価で記載。

(※4) 端数調整により、一部合計欄の数値と一致しないことがある。

# 公立大学法人の運用対象資産構成



(単位：億円)

文部科学省

種別	運用対象資産規模別 法人数	A (10億円未満)		B (10億円以上～ 50億円未満)		C (50億円以上～ 100億円未満)		D (100億円以上～ 500億円未満)		E (500億円以上)		計	
		81		3		1		0		0		85	
債券	国内 国債・公債	37.5	66.2%	54.7	79.6%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	92.2	52.0%
	国内 社債	11.5	20.3%	11.0	16.0%	44.0	85.0%	0.0	－	0.0	－	66.5	37.6%
	外国 国債・公債	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	外国 社債	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	仕組債	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
株式	国内 上場株式	4.3	7.6%	0.0	0.0%	2.7	5.2%	0.0	－	0.0	－	7.0	4.0%
	外国 上場株式	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
その他資産	ヘッジファンド	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	国内 プライベートエクイティ (VC含む)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	外国 プライベートエクイティ (VC含む)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	プライベートデッド	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	不動産	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.1	0.2%	0.0	－	0.0	－	0.1	0.1%
	インフラ	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	コモディティ	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	－	0.0	－	0.0	0.0%
	その他	3.3	5.8%	3.0	4.4%	5.0	9.7%	0.0	－	0.0	－	11.3	6.4%
計		56.6	100.0%	68.7	100.0%	51.8	100.0%	0.0	－	0.0	－	177.1	100.0%

(※) 運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）＋投資その他資産（有価証券）の合計。

公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条に基づき業務上の余裕金のみが運用可能とされるが、**現金預金のうち業務上の余裕金相当額が財務諸表から把握できないため、運用対象資産の集計対象に含めていない。**

(※) 公立大学法人の資金運用は以下のとおり法令による規制を受ける。

・地方独立行政法人法第43条・・・運用の原資については、すべての業務上の余裕金が対象となる。

運用対象は、国債や地方債、政府保証債、預金といった元本保証がある安全資産に限定される。

(保有する株式、その他資産は現物寄附により取得したものを。)

## 国立大学法人における共同運用の事例

	北海道地区国立大学法人による共同運用 (Jファンド)	東京多摩地区国立大学による共同運用
設立時期	2009年	2013年
参加大学	北海道大学・北海道教育大学・室蘭工業大学・ 小樽商科大学・帯広畜産大学・旭川医科大学・ 北見工業大学（7大学）	東京外国語大学・東京学芸大学・東京農工大 学・電気通信大学・一橋大学（5大学）
設立目的	北海道地区国立大学法人の教育研究の発展に 資すること	運用業務の効率化を推進するとともに、資金の効 果的な運用を図り、その利息をもって連携大学の教 育研究の発展に資すること
運用方法	定期預金による1年以内の短期運用	1年以内の短期運用

## 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 その他の記載事項についての対応状況

### ・「大学ファンドについて、着実に運用高度化」

文部科学大臣が定める「助成資金運用の基本指針」に基づき、運用主体であるJSTにおいて、リスク分散や中長期的な収益を確保する観点から、オルタナティブ投資に戦略的に取り組んでいる。

### ・「国際卓越研究大学の認可における体制整備の判断に際しては、今後、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを要件に盛り込む」

国際卓越研究大学である東北大学、東京科学大学と、第2期公募の結果、認定候補大学として扱うことが適当とされた京都大学は、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを既に表明している。

(なお、国際卓越研究大学の第3期公募の有無は、第2期公募にて審査を継続することとなった大学の審査結果を踏まえ検討するが、第3期公募を行う場合、要件に盛り込むことを検討する。)

### ・「大学基金の造成促進や大学・財団等への寄付拡充」

大学への寄付拡充に向けて、国立及び私立大学ともにこれまで個人寄付に係る税制上の優遇措置の充実を図ってきたところ。

令和8年度税制改正においては、私立大学について、法人寄付を全額損金算入するための受配者指定寄付金制度の手続き改善を講ずることとしている。

大学基金の造成や寄付促進に向けて、これまでに取り組んできた税制改正の内容を周知していくとともに、各大学における寄付受入れに向けた取組の横展開を図っていく。